

2019 消費税法 受講生の皆様へ

<HU19675>個別理論集 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡申し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】 P33 小規模事業者に係る納税義務の免除

P41 合併があった場合の納税義務の免除の特例

P33 **4**(2)①(ロ)

P41 **3**(4)①(ロ)

(誤) (イ)に係る消費税額に78分の100を乗じて算出した金額

(正) (イ)に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額

【該当箇所】 P37 相続があった場合の納税義務の免除の特例

P37 **2**(2)②

(誤) 上記①に係る消費税額に78分の100を乗じて算出した金額

(正) 上記①に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額

【該当箇所】 P46 分割等があった場合の納税義務の免除の特例

P50 吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例

P46 **3**(6)②(イ)b

P50 **3**(3)②(イ)b

(誤) 上記aに係る消費税額に78分の100を乗じて算出した金額

(正) 上記aに係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

【該当箇所】 P56～57 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

P101 **3**調整対象固定資産の意義 3行目

P56 **1**(1)① 1行目

P57 (2)② 3行目

(誤) ～課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{110}$ に相当する金額、～

(正) ～課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{108}$ に相当する金額、～

【該当箇所】 P79 課税標準及び税率

3 1行目

(誤) 消費税の税率は、7.8%とする。

(正) 消費税の税率は、6.3%とする。

【該当箇所】 P82 仕入れに係る消費税額の控除

1 7行目

(誤) ～（その特定課税仕入れに係る支払対価の額に7.8%を乗じて算出した金額をいう。～

(正) ～（その特定課税仕入れに係る支払対価の額に6.3%を乗じて算出した金額をいう。～

【該当箇所】 P92 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

2(1)② 4行目

(誤) ～返還を受けた金額又はその減額を受けた債務の額に7.8%を乗じて算出した金額。～

(正) ～返還を受けた金額又はその減額を受けた債務の額に6.3%を乗じて算出した金額。～

【該当箇所】 P97 課税売上割が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整

P101 調整対象固定資産を転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整

P97 **3**(1) 3行目

P101 **3** 3行目

(誤) ～その資産に係る課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{110}$ に相当する金額、～

(正) ～その資産に係る課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{108}$ に相当する金額、～

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

【該当箇所】 P108 4事業の意義

(誤) (2)第二種事業…小売業、農業、林業、漁業

なお、～

(3)第三種事業…次の事業(上記(1)(2)及び加工賃等を対価とする役務の提供を行う事業を除く。)をいう。

① 鉱業 ② 建設業 ③ 製造業(製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)

④ 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

(正) (2)第二種事業…小売業

なお、～

(3)第三種事業…次の事業(上記(1)(2)及び加工賃等を対価とする役務の提供を行う事業を除く。)をいう。

① 農業 ② 林業 ③ 漁業 ④ 鉱業 ⑤ 建設業

⑥ 製造業(製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)

⑦ 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

【該当箇所】P112 売上げに係る対価の返還等をした場合及び特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除

P112 **1** 3.行目

(誤) ～、その課税資産の譲渡等の対価の額とその対価の額に10%を乗じて算出した金額との～

(正) ～、その課税資産の譲渡等の対価の額とその対価の額に8%を乗じて算出した金額との～

【該当箇所】 P114 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除

P114 **2** 4行目

(誤) ～(その返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に7.8%を乗じて算出した金額。～

(正) ～(その返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に6.3%を乗じて算出した金額。～

【該当箇所】 P116 貸倒れに係る消費税額の控除等

P116 **1**(1) 4行目

(誤) ～、その課税資産の譲渡等の対価の額とその対価の額に10%を乗じて算出した金額との～

(正) ～、その課税資産の譲渡等の対価の額とその対価の額に8%を乗じて算出した金額との～

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

(誤) ~その資産に係る課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{110}$ に相当する金額~

(正) ~その資産に係る課税仕入れに係る支払い対価の額の $\frac{100}{108}$ に相当する金額~

【該当箇所】 $\frac{7.8}{110}$ を $\frac{6.3}{108}$ に変更する箇所

次のページの $\frac{7.8}{110}$ を $\frac{6.3}{108}$ に変更してください。

P82 仕入れに係る消費税額の控除

1 5行目

P92 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

2(1)②3行目

P102 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整

2 9行目

P112 売上に係る対価の返還等をした場合及び特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合
の消費税額の控除

2 4行目

P116 貸倒れに係る消費税額の控除等

1(1) 8行目

P143 国、地方公共団体等に対する特例

3(2)①(イ)

②(イ) a

b

(ロ) a

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。